

## 第5章 廃棄物の適正処理の推進

### 第1節 廃棄物の適正処理の確保

発生抑制、再使用、再生利用、再生可能な資源への代替に取り組んだ上で、排出される廃棄物については、適正に処理する必要があります。

一般廃棄物については、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における廃棄物を収集、運搬、処分することとされており、産業廃棄物については、事業者が自らの責任において、焼却その他の中間処理、埋立処分等の方法により、適正に処理しなければなりません。

#### 1 廃棄物の適正処理の確保

##### (1) 現状と課題

###### ア 一般廃棄物の適正処理の確保

近年の高齢化の進展は、高齢者世帯など日々のごみ出しに課題を抱える事例を生じさせています（表5-1-1）。加えて、ごみ収集車（パッカー車）での廃エアゾール製品等の爆発火災、廃棄物処理施設の火事・火災の原因とも言われているリチウムイオン電池の生活ごみへの混入等、収集・処理においても課題が発生しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が変化し、テイクアウトや家庭での食事機会が増えたことで、プラスチックごみを始めとしたごみ排出量の増加も懸念されているほか、感染症対策としての家庭でのごみの捨て方など一人ひとりの心掛けも更に大切になっています。

適正処理に向けて、住民による分別、排出の徹底はもちろんのこと、市町村による収集体制、処理体制を早期に確立していくことが重要です。

なお、一般家庭等から排出される不用家電品等を無料で回収する業者の中には、廃棄物処理法及び家電リサイクル法に抵触する疑いのあるものも見られるため、適切な監視・指導を行う必要がある（表5-1-2）とともに、排出者（住民等）に対しても、むやみに無料回収業者を利用しないよう、周知を図る必要があります。加えて、有害使用済機器<sup>32</sup>の保管又は処分を業として行う者（有害使用済機器保管等業者）に対しても、届出や保管・処分基準の遵守に係る指導を行う必要があります。

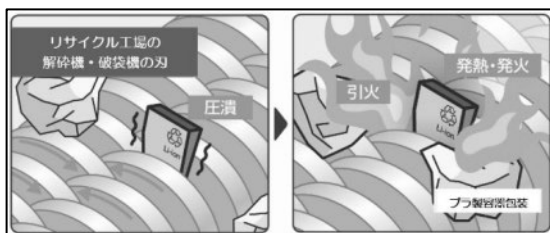
<sup>32</sup> 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして廃棄物処理法施行令でめられたもの。

## ✿ コラム | リチウムイオン電池の分別排出を



●リチウム電池の発火イメージ

日常生活に欠かせない充電式の電子機器には、リチウムイオン電池が内蔵されています。この電池は小さく軽量でありながら、大きなパワーが出せ寿命も長いという特性をもっている一方、燃えやすい液体が入っており、強い衝撃や圧力が加わったときに発火につながるケースがあります。



令和元年度には全国の再生処理事業者での発煙・発火トラブルが 301 件も確認されています。

廃棄するときは、お住まいの市町村の分別排出ルールに従って排出しましょう。

(出典：(公財) 日本容器包装リサイクル協会)

### イ 産業廃棄物の適正処理の確保

電子 manifests の報告事業者数は、平成 30 年度においては、2,979 者となっており、普及に伴い増加傾向となっています(表 5-1-3)。また、令和 2 年 4 月から特別管理産業廃棄物の多量排出事業者には電子 manifests の使用が義務付けられています。

廃棄物処理施設等へは廃棄物の保管・処理状況、廃棄物処理施設の構造・維持管理の状況等に関して、必要に応じ市町村職員の県職員併任制度により、市町村職員と県職員の合同での立入検査を行い、不適正処理等を把握した場合には改善指導を行い、悪質な場合には行政処分を行っています(表 5-1-4、表 5-1-5)。

また、令和 2 年 4 月から廃棄物関係業務を佐久、上伊那、松本、長野地域振興局の 4 か所に集約し、廃棄物監視員の複数配置等専門性の向上と業務効率化を図りました。

産業廃棄物の県外流出・県内流入(図 5-1-1)については、県では、県外からの産業廃棄物の適正な処理を図るため、最終処分を目的として県外から産業廃棄物を県内へ持ち込む場合の事前協議制度を設けています。

表 5-1-1 県内高齢者世帯に対するごみ出し支援実施市町村数

内 容	実施市町村数			
		ごみ出し支援 <sup>33</sup> を実施		福祉部局単独での ごみ出し支援
		環境・福祉部局が 連携したごみ出し 支援		
市町村数	15	11	3	4

(令和元年度 資源循環推進課)

表 5-1-2 無料回収業者立入検査状況

調査実施時期	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
箇所数	88	85	80	77

(令和元年度 資源循環推進課)

表 5-1-3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告事業者数（単位：者）

報告事業者数	H29 年度			H30 年度		
	計	長野県	長野市	計	長野県	長野市
紙マニフェスト	6,832	5,523	1,309	6,816	5,523	1,293
電子マニフェスト	2,654	2,047	607	2,979	2,301	678

(令和元年度 資源循環推進課)

表 5-1-4 立入検査件数の推移（単位：件）

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
一般廃棄物処理施設	694	699	645	545	571
産業廃棄物排出事業者	5,310	5,773	5,807	6,227	5,783
産業廃棄物処理業者	2,871	3,192	2,781	3,127	2,833
産業廃棄物処理施設	2,251	2,748	2,118	2,528	2,473
工事発注者	4	19	72	113	159
土地所有者	636	643	729	900	721
小型焼却炉	116	89	104	134	106
自動車リサイクル法関連業者	556	353	250	276	430
PCB 保管者	414	222	1,029	1,109	1,080
有害使用済機器保管等業者				78	70
合 計	12,852	13,738	13,535	15,037	14,226

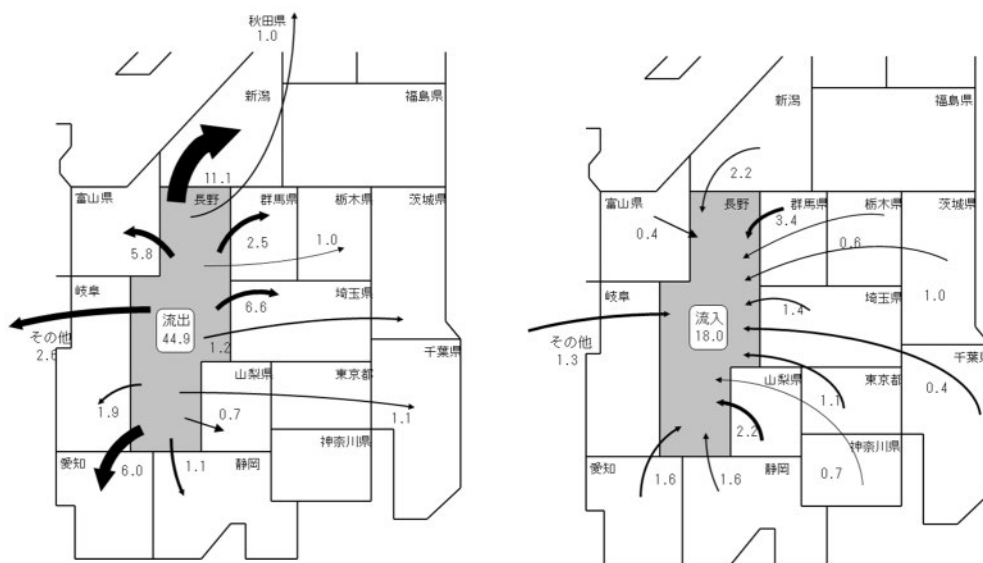
(令和2年度 資源循環推進課)

<sup>33</sup> ごみ出し支援の内容としては、ヘルパーによる前日までのごみ出し、社協施設内に 24 時間ごみ出し可能な施設の設置、ボランティアによるごみ出し支援、指定日関係なくごみ出しできるステーションの設置等

表 5-1-5 行政処分件数の推移（単位：件）

処分区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
許可取消	10	9	10	4	4
事業停止命令	0	0	3	1	1
使用停止命令	1	0	0	0	0
改善命令	2	0	0	2	0
措置命令	0	0	1	0	0
合計	13	9	14	7	5

（令和 2 年度 資源循環推進課）



（令和元年度 資源循環推進課）

図 5-1-1 都道府県別の県外流出・県内流入量（万 t）（平成 30 年度）

### ウ 廃棄物条例による適正処理

廃棄物の適正な処理を確保し、県民の生活環境を保全することを目的として「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」を制定しており、新たに産業廃棄物処理業許可や処理施設設置許可の申請などをしようとする場合は、事業計画協議により関係住民への説明会等の場を設けることとされています。

条例に定める基準等について、各事業者及び県民にその基準を遵守してもらうことが重要です。

表 5-1-6 事業者向け条例に関する研修等の実施回数（※産業廃棄物処理技術等研修会）

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
実施回数	4	4	4

（令和 2 年度 資源循環推進課）

#### ＜廃棄物条例の概要＞

- 1 廃棄物処理法の規定に加え、産業廃棄物の処理等に関して長野県独自に事業者、県民等の責務を定めています。
- 2 産業廃棄物の処理等に関する以下の基準を定めています。
  - (1) 産業廃棄物の保管基準
  - (2) 木くず（建設業に係るものに限る。）の保管期間
  - (3) 木くずチップ（有価物）の保管期間及び保管基準並びに使用に関する基準
- 3 排出事業者、建設工事の発注者・受注者、土地所有者の講ずべき措置を定めています。
- 4 再生利用業者の指定を受ける場合の手続等を定めています。
- 5 廃棄物の処理施設の周辺地域への配慮を求めています。
- 6 法の許可申請に当たり、地域の合意形成を図るための事業計画協議制度を定めています。

## エ 特定有害産業廃棄物等の適正処理

### (ア) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

平成 13 年に PCB 廃棄物の適正処理の方法を定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が公布され、国、都道府県等による PCB 廃棄物の処理計画等の策定、保管事業者による都道府県等への届出が義務付けられています。

適正な処理施設を確保するため、平成 15 年 5 月に「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」が施行され、中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）により全国 5 か所の広域処理施設で処理が行われています。

平成 28 年 8 月の法律等改正に伴い、国の PCB 廃棄物処理基本計画が変更され、高濃度の変圧器・コンデンサー等は令和 4 年 3 月末までに、高濃度の安定器・汚染物等は令和 5 年 3 月末までに、低濃度 PCB 廃棄物は令和 9 年 3 月末までに処理することが義務付けられました。

保有する PCB 廃棄物に加え、現在使用している PCB 製品の状況を確実に把握し、処理期限内に処理を完了させる必要があります。

<PCB が使用されている電機機器>



トランス（変圧器）

コンデンサー（蓄電器）

安定器

<長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要>

県は、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即して、「長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成 19 年 2 月に策定しました。（平成 30 年 2 月変更）

長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画では、県内に保管されている PCB 廃棄物の処理施設及び処理期限を、PCB 廃棄物の種類及び含まれる PCB の濃度ごとに、国と同様に下表のとおり定めました。

表 5-1-7 PCB 廃棄物の処理施設及び処理期限

廃棄物の種類		処理施設	処理期限
高濃度 PCB 廃棄物	トランス・ コンデンサー等	JESCO 北海道 PCB 処理事業所	令和 4 年 3 月 31 日
	安定器等・汚染物		令和 5 年 3 月 31 日
低濃度 PCB 廃棄物		無害化処理認定 施設等	令和 9 年 3 月 31 日

(イ) 石綿（アスベスト）含有廃棄物等

石綿（アスベスト）使用の可能性がある建築物の解体等工事が令和 10 年をピークに増加する見込みの中、建築物の解体等に伴い発生する石綿含有廃棄物等の適正処理が求められています。

県では、石綿含有廃棄物等の適正処理のため、独自基準により建設事務所へ「アスベスト含有建材使用建築物等解体工事届出書」の提出を求めており、また、吹付けアスベスト等の除去作業については、環境部への大気汚染防止法に基づく届出書の提出を受け、担当者が立ち会うこととしています。

(ウ) 使用済太陽光発電設備（太陽光パネル等）

日本における再生可能エネルギーの主力である太陽光発電は、2012 年に固定価格買取制度（FIT）が導入されて以降、加速度的に増えてきました。この太陽光発電に使用する太陽光パネルは、製品寿命が約 25～30 年とされています。



す。そのため、FIT 開始後に始まった太陽光発電事業は 2040 年頃に終了し、その際、太陽光発電設備から太陽光パネルを含む廃棄物が出るのが予想されています。

これを受け、環境省では使用済太陽光発電設備の解体・撤去、リユース、収集・運搬、リサイクル、埋立処分、被災した太陽光発電設備の取扱いをまとめた「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」を平成 30 年に公表し、適正処理を呼び掛けています。また、令和 2 年 6 月に成立したエネルギー供給強靱化法で、令和 4 年 7 月から発電事業者には太陽光パネル廃棄費用の外部積立が義務付けされることになっています。

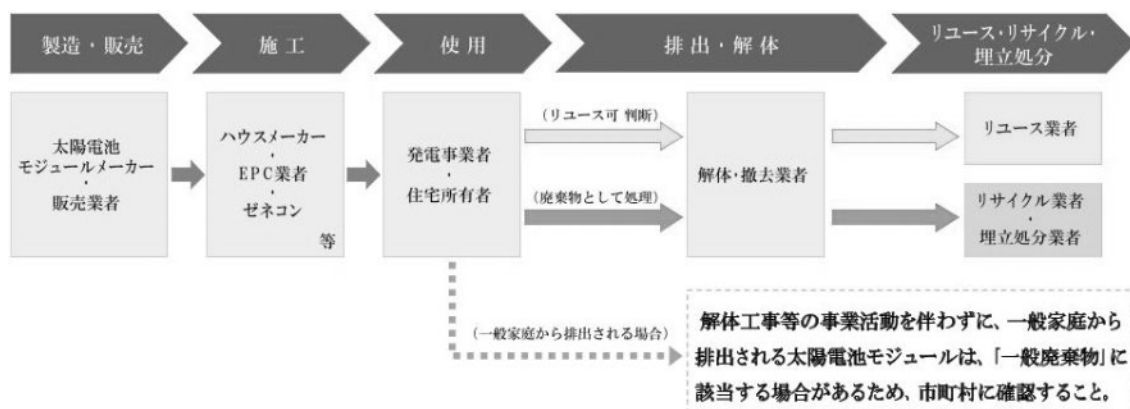
## ✿コラム | 太陽光パネル等の処理

環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」では、循環型社会形成推進基本法における廃棄物等の処理の優先順位として、①リデュース、②リユース、③リサイクル、④熱回収、⑤埋立処分を定めており、使用済太陽電池モジュール（※）においてもこのような優先順位で取り扱うことが望まれています。

現在、年間約 4,400 トンの太陽電池モジュールが使用済となって排出されており、そのうち、約 3,400 トンがリユースされ、約 1,000 トンがリサイクル又は処分されていると推計されています。

今後も排出の増加が見込まれており、適切なメンテナンスや可能な限りリユースすることでリデュースにつなげ、リユースできないものも可能な限りリサイクルすることが必要です。

### 《太陽電池モジュールのリユース・リサイクル・埋立処分の全体像》



（※）複数の太陽電池セルを所定の出力が得られるように電氣的に接続したものを、長期間の使用に耐えられるようガラスや樹脂を用いて封止し、機械的強度を確保するとともに、固定設置するための枠を取り付けたものをいう。

（出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（環境省）を加工して作成  
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>）

## (2) 施策の展開

現状と課題を踏まえ、県では以下の取組を進めます。

### ア 一般廃棄物の適正処理の確保

#### (ア) 高齢者等のごみ出し支援

- ・高齢者等でごみ出しが困難な方に対し、ごみ出し支援が行われるよう、市町村に対し先進事例（地域の実情に応じて、福祉部局等と連携するなど）の紹介、技術的助言等を行います。

#### (イ) 廃エアゾール製品等の処理

- ・廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、穴を開けない収集運搬や、安全を確保した上で処分する体制整備、住民へ廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについての周知など、市町村の廃エアゾール製品等の適正処理に向けた情報提供を行います。

#### (ウ) リチウムイオン電池の処理

- ・市町村に対し、リチウムイオン電池等の回収方法等、技術的助言を行います。

#### (エ) 不用家電品等の処理

- ・無料回収業者等に対して、県と市町村が連携し、合同で無料回収場所の立入検査を行い、違反行為に対する文書指導など回収物（廃棄物）の適正処理について指導するとともに、回収場所に回収物（廃棄物）が残置されないように継続して監視を行います。
- ・有害使用済機器保管等業者に対して、届出や保管・処分基準の遵守に係る指導を行います。

#### (オ) 感染症対策のための家庭でのごみの捨て方の周知

- ・県及び市町村は、新型コロナウイルスなどによる家庭内での感染、ごみを収集・処理する作業員等への感染を未然に防ぐため、家庭でのごみの捨て方を広く住民に周知します。なお、洗えば繰り返し使えるもの（シーツ、ふきん等）はむやみに捨てるのではなく、なるべく繰り返し使い、ごみの減量を呼び掛けます。



# 新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

## — 家庭ごみを出すときに心がける5つのこと —

**その1** **ごみ袋は  
しっかり縛って  
封をしましょう!**

ごみが散乱せず、  
収集運搬作業において  
ごみ袋を運びやすく  
なります。



**その2** **ごみ袋の  
空気を抜いて  
出しましょう!**

収集運搬作業において  
ごみ袋を運びやすくし、  
収集車での破裂を  
防止できます。



**その3** **生ごみは  
水切りを  
しましょう!**

ごみの量を  
減らすことが  
できます。



**その4** **普段から  
ごみの減量を  
心がけましょう!**

購入した食品は食べきるなど、ごみを出さない  
ことも大切です。家庭での食事機会が増える中、  
料理を楽しみながら、できることがあります。  
環境省の「食品ロスポータルサイト」  
をご覧ください。▶▶▶



**その5** **自治体の  
分別・収集ルールを  
確認しましょう!**

粗大ごみの持ち込みを停止している場合や、  
資源物の分け方・出し方が  
普段と異なる場合があります。  
また、マスクなどごみのポイ捨ては  
絶対にやめましょう。



### 新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、  
鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

**①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、  
いっぱいにならない  
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に  
早めに出しましょう。



**②ごみに直接触れることの  
ないよう、しっかり縛って  
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてから  
しっかり縛って出しましょう。  
万一、ごみが袋の外面に触れた  
場合や、袋が破れている場合は、  
ごみ袋を二重にしてください。



**③ごみを捨てたあとは  
しっかり手を  
洗いましょう!**

石けんを使って、  
流水で  
手をよく  
洗いましょう。



以上の点に気を付けてごみを出していただくことが、ご家族にとっても、  
ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。  
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

 **環境省**  
Ministry of the Environment



(出典：環境省ホームページ)

([https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/leaflet-katei2.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei2.pdf))

図 5-1-2 新型コロナウイルスなど感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

## イ 産業廃棄物の適正処理の確保

### (ア) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

- ・マニフェスト制度、電子マニフェストの運用について、講習会、研修会、立入検査等の機会を通じて周知を図り、産業廃棄物の適正処理、普及・促進を行います。

### (イ) 立入検査の実施（立入検査、行政処分）

- ・立入検査を計画的、重点的、効率的に実施します。
- ・市町村職員併任制度の促進により体制の強化を図ります。
- ・立入検査業務を的確に行える専門知識を有した人材の育成のため、地域振興局への廃棄物監視員の複数配置、研修の強化・充実に努めます。

### (ウ) 産業廃棄物の県外流出・県内流入

- ・産業廃棄物の県外への流出状況及び県内への流入状況を把握するとともに、事前協議制度を周知します。

## ウ 廃棄物条例による適正処理

- ・条例の適切な運用を図り、研修会等の機会を通じて条例の内容について周知を図るとともに、条例に基づく事業計画協議の実施を徹底します。

## エ 特定有害産業廃棄物等の適正処理

### (ア) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

- ・長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に沿って処理期限内に処理が完了するよう早期の適正処理を推進します。
- ・届出を行っていない事業者及び現在使用中の事業者を把握するための調査を実施し、立入検査等により、届出、適正保管、処理期限までの適正処理等の指導を行うほか、保管事業者等に対しても、PCB 廃棄物を処理期限内に適正処理するよう指導を行います。

### (イ) 石綿（アスベスト）含有廃棄物等

- ・解体現場等へのパトロールを行い、飛散防止措置、他の廃棄物と区分した収集・運搬・積替え・保管等適正処理の指導を徹底します。
- ・石綿含有廃棄物等が再生骨材プラント等において破砕されることがないよう、対象事業者の施設について、周辺大気中のアスベスト濃度の測定及び建材中のアスベストの含有検査を随時行うなど、適正処理の指導を徹底します。

### (ウ) 使用済太陽光発電設備（太陽光パネル等）

- ・太陽光パネルの一部には有害物質（鉛、カドミウム、砒素、セレン）を含む製品があり、これら有害物質含有情報が共有されないと適正処理が確保できないおそれがあることから、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進

に向けたガイドライン」の周知を図ります。

- ・大量に発生することが見込まれる太陽光パネルを適正に処理するためには、民間の処理体制及び処理技術の確立が重要であることから、(一社)長野県資源循環保全協会と連携し、積立金制度・処理技術に関する情報の収集・共有を図ります。

## 2 廃棄物の適正処理基盤の整備

### (1) 現状と課題

#### ア 一般廃棄物処理施設整備

市町村の一般廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理にとどまらず、循環資源の再使用・再生利用・熱回収の促進を図り、循環型社会の形成に寄与するとともに、災害対策の拠点として、また、地球温暖化対策の一翼を担う重要な施設です。その一方で焼却施設や最終処分場に代表される廃棄物処理施設は多額の費用が必要となる上、施設を整備しようとする場所の周辺住民の理解を得ることが大切です。

また、ストックマネジメントの考え方にに基づき、老朽化した施設の改良による長寿命化を進めていくことも重要です。

#### (ア) 焼却施設

平成 30 年度末現在、県内では 23 か所の焼却施設が稼働しており、そのうち、一般的に広域処理を目的とする大型炉の目安となる 100 トン／日以上処理能力を持つ焼却施設は、全体の約 4 割となっています。

稼働から 20 年以上が経過した焼却施設（13 か所、1,430 トン／日）は、更新時期を迎えつつあり、基幹改良工事による施設の長寿命化や新施設の建設の必要があります。

表 5-1-8 県内における焼却施設の熱利用等の状況

区分	熱利用のみ	発電及び熱利用	単純焼却	合計
施設数	13	5	5	23

(平成 30 年度 一般廃棄物処理事業実態調査)

#### (イ) 最終処分場

平成 30 年度末現在、県内では市町村等の有する 37 施設の最終処分場が稼働しており、平成 30 年度末の県全体での残余年数は、約 15 年となります。

#### (ウ) し尿処理施設

平成 30 年度末現在、県内では 24 か所のし尿処理施設が稼働しており、そのうち、生ごみや剪定枝などのバイオマス廃棄物を併せて処理・資源化する汚泥再生処理センターが 4 か所あります。

公共下水道の普及に伴い、くみ取りし尿の処理量が減少傾向にあり、下水道への投入処理や生ごみとの共同処理方式の検討が必要です。

## イ 産業廃棄物の適正な処理体制

平成 30 年度末の産業廃棄物処理業者の許可状況（特別管理産業廃棄物を除く。）は、収集運搬業の許可業者が 3,335 者、処分業の許可業者が中間処理及び最終処分を合わせて 346 者となっています。また、産業廃棄物処理施設の設置状況は、中間処理施設が 497 施設、最終処分場が 27 施設となっています。

平成 23 年度に創設された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により優良産業廃棄物処理業者となると、通常 5 年の産業廃棄物処理業許可の期間が 7 年に延長され、優良マークの印字された許可証が発行されます。

表 5-1-9 産業廃棄物処理業者の許可状況の推移

許可区分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
収集運搬業		3,144	3,207	3,251	3,303	3,335
	長野県	3,085	3,161	3,206	3,260	3,292
	長野市	59	46	45	43	43
収集運搬業 (特別管理 産業廃棄物)		347	358	365	380	380
	長野県	335	348	355	370	370
	長野市	12	10	10	10	10
処分業	(中間処理)	349	348	341	338	332
	長野県	280	279	276	273	269
	長野市	69	69	65	65	63
	(最終処分)	17	16	16	16	14
	長野県	17	16	16	16	14
	長野市	0	0	0	0	0
処分業 (特別管理 産業廃棄物)		12	12	12	12	13
	長野県	10	10	10	10	11
	長野市	2	2	2	2	2

(資源循環推進課)

表 5-1-10 産業廃棄物処理施設設置状況（長野市許可分を含む。）

区 分		施 設 数				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
中間処理	焼却施設	61	61	61	61	53
	破碎施設	406	417	413	420	404
	脱水施設	29	27	27	27	26
	その他施設	14	14	14	15	14
	合 計	510	519	515	523	497
最終処分	安定型	23	23	23	23	20
	管理型	5	5	5	5	5
	遮断型	2	2	2	2	2
	合 計	30	30	30	30	27

※中間処理施設は、許可対象のみ。最終処分場は、許可対象外施設を含む。  
（資源循環推進課）

表 5-1-11 優良産業廃棄物処理業者認定制度による評価基準適合事業者数の推移

区 分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
長野県	137	155	177	201	240
長野市	10	9	9	9	11

（資源循環推進課）

## ウ 廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の監視

一定規模以上の廃棄物焼却施設は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、年1回以上ダイオキシン類を測定し、県に測定結果を報告することが義務付けられており、県は測定結果を公表することとされています。

令和元年度においては、報告対象となる焼却施設は126施設（長野市を除く。）あり、排出基準を超過した施設はありませんでした。

引き続き、排出基準を遵守し、状況を把握するため、ダイオキシン類について定期的に測定することが必要です。

## (2) 施策の展開

現状と課題を踏まえ、県では以下の取組を進めます。

### ア 一般廃棄物処理施設整備

- ・一般廃棄物の適正な処理に必要な体制を確保するため、処理施設の更新など市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づく施設整備を支援します。

（長野県ごみ処理広域化・集約化計画は第6章を参照）



## イ 産業廃棄物の適正な処理体制

- ・産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導を行います。
- ・優良産業廃棄物処理業者認定制度を通じて、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図ります。

## ウ 廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の監視

- ・廃棄物焼却施設に対して年1回以上の測定を義務付けているダイオキシン類の測定状況を確認し、その結果を公表します。
- ・過去に基準超過のあった焼却施設や近隣から苦情等がある施設を重点的に監視・指導し、必要に応じて排ガス中のダイオキシン類の行政検査を実施して排出基準の遵守状況の把握に努めます。

## 3 災害等緊急時の適正処理体制の確保

廃棄物の処理は、電気・水道・ガスといったライフラインと同様に、生活に必要なものであり、廃棄物の処理が止まった場合、街はごみであふれ、生活基盤は麻痺してしまいます。

そのため、一般廃棄物の統括的な処理責任のある市町村と、廃棄物処理業者（一般廃棄物・産業廃棄物を問いません。）は、災害等の緊急事態が発生した場合でも、その処理が継続できるように、準備をしておく必要があります。

地震、台風等の災害は、多くの人的被害や経済的被害をもたらしますが、それと同時に家屋への浸水や建物の倒壊などの被害を引き起こし、結果として倒壊した家屋や破損した家財などが廃棄物として大量に発生します。

### (1) 現状と課題

- ・大規模な地震や台風の災害発生時には交通網が麻痺し、廃棄物を処理する際にも平常時の収集・処分を行うことが困難になることが考えられます。特に、平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震及び津波の発生により未曾有の量の災害廃棄物が発生し、被災地復興に当たっては、災害廃棄物の処理が大きな課題となりました。また、県内では、令和元年東日本台風（台風第19号）により大量の災害廃棄物が発生し、特に初動時の対応等が課題となりました。
- ・環境省から平成26年3月に、津波堆積物の処理方法、災害廃棄物仮置場の管理等の東日本大震災で新たに得られた知見を基に、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うための基本的事項をまとめた「災害廃棄物対策指針」が示されました（平成30年3月改定）。
- ・県及び市町村は本指針に基づき、地域防災計画と整合をとりながら災害廃棄物処理計画等の策定に努めることとされており、県は平成28年3月に災害廃棄



物処理計画を策定しています。本計画では、地震・水害などの大規模災害により生じる災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、基本的な考え方や処理方法を示すとともに、平時の備えとして、想定される災害廃棄物見込量の推計、処理に係る連携・協力体制の整備など、災害廃棄物の処理に関しての基本的な事項を定めています。令和元年度に行った調査によると災害廃棄物処理計画を策定済みの市町村は、令和2年3月末時点で24市町村にとどまっています。

- ・市町村は、県内に災害が発生した場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、被災市町村に応援を行うこととされています。また、大規模災害を想定し、県外の市町村と災害時応援協定を締結している市町村もあります。
- ・大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が排出され、市町村等が手配可能な廃棄物処理業者のみでは十分な処理体制を確保できなくなることが想定されます。このような事態に対応するため、平成20年3月に、県は（一社）長野県資源循環保全協会及び長野県環境整備事業協同組合との間でそれぞれ協定を締結し、市町村による処理が困難な場合は、両協定締結先の会員及び組合員が被災地へ出動し、災害廃棄物の収集等の協力を得られることとなっています（図5-1-3）。
- ・また、中部ブロック（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）において、環境省中部地方環境事務所が事務局となり大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会が構成されています。県域を越えた連携が必要と想定される大規模な災害が発生した場合には、協議会において平成28年3月に策定された中部ブロック広域連携計画に基づき、可能な範囲で県域を越えた連携が行われることとされ、令和元年東日本台風災害において、初の連携した取組が行われました（図5-1-4）。
- ・さらに、環境省では、市町村が災害時の初動対応を円滑かつ迅速に実施するために平時に検討して災害時に参照することを目的として「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」を令和2年2月に策定しました。
- ・環境省及び防衛省では、令和元年東日本台風災害時に実施された長野県長野市の「Operation: One Nagano（オペレーションワンナガノ）」を例に、市民、ボランティア、県、市、環境省、自衛隊、民間事業者など、官民を超えた多くの関係者が一体となってそれぞれの能力を生かし、関係者間で役割分担を実施して効果的な災害廃棄物の撤去を進めていくことを目的として「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」を令和2年8月に策定しました。

＜災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の概要＞

災害廃棄物の処理が困難と判断した市町村は、県へ協定に基づく支援を要請します。県は、市町村の要請内容に応じて、(一社)長野県資源循環保全協会又は長野県環境整備事業協同組合へ協力を要請します。県から要請を受けた協定締結先は、市町村と連絡を取りながら、必要な支援活動を開始します。

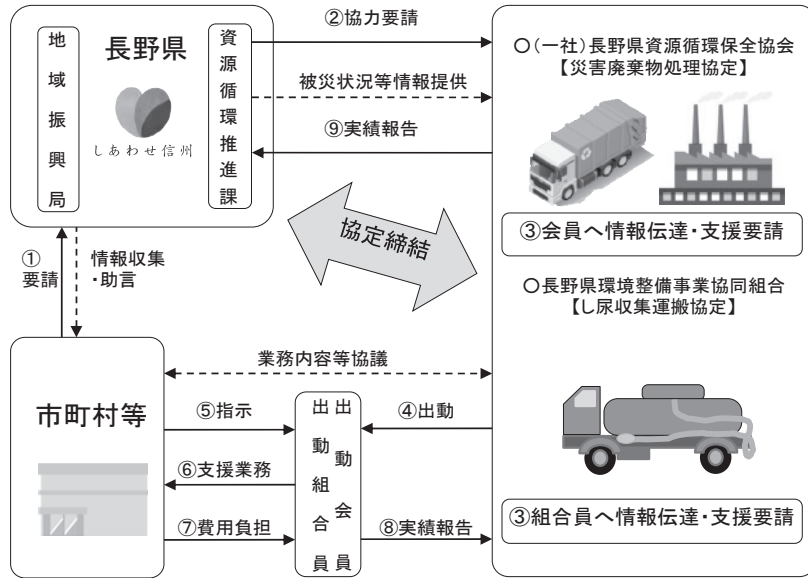
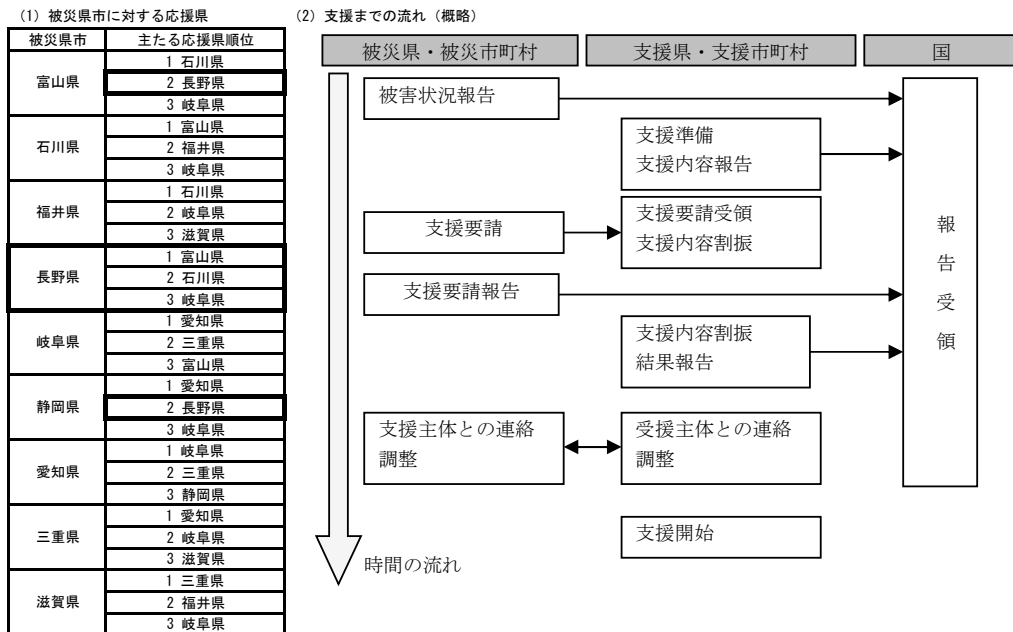


図 5-1-3 協定実施フロー



※支援枠組は災害応援に関する協定書（中部圏知事会）実施細則を活用

(3) 支援内容例

支援内容	支援主体	具体的な内容
人材派遣	市町村等	廃棄物処理施設運転、災害廃棄物処理事務、土木・建築事務 重機・一般廃棄物収集運搬車両運転 等
	県	災害廃棄物処理事務、土木・建築事務 等
資機材の提供	市町村等	ごみ・し尿収集運搬車両、燃料・薬剤、仮設トイレ
	県	仮設トイレ
廃棄物（緊急）受入	市町村等	生活ごみ・避難所ごみ、し尿

図 5-1-4 中部ブロック広域連携計画における支援体制について

(2) 施策の展開

現状と課題を踏まえ、各主体は以下の取組を進めます。

- 市町村は、災害廃棄物について、迅速、かつ、適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するため、廃棄物の種類に応じた処分方法、最終処分量削減のための分別、資源化方法、仮置場の設置及び運用方針等について災害廃棄物処理計画に定めるなど災害の事前想定や平時の備えに努めます。
- 県は、平時の備え（体制整備等）、災害応急対策、復旧・復興対策、市町村から事務委託を受けた場合の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等を定めた災害廃棄物処理計画を基に、被災した市町村等に対する技術的支援を行います。また、市町村の災害廃棄物処理計画の策定に向けて技術的助言を行います。
- 県は、災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定を実効性のあるものとするために、（一社）長野県資源循環保全協会及び長野県環境整備事業協同組合と連絡を密にし、両団体の会員事業者の収集運搬能力や施設能力の把握に努めます。

- ・ 県は、災害廃棄物の処理に有効な手段とするため、災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の内容や活用方法について市町村へ情報提供を行います。
- ・ 県は、平時から中部ブロックにおける県域を越えた連携体制を構築するとともに、(一社)長野県資源循環保全協会等の民間団体等との連携体制を構築します。
- ・ 廃棄物処理施設の設置者は、施設が災害によって稼働不能とならないよう、平時から施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することに努めます。
- ・ 災害発生時において、被災市町村は、人命救助を優先しつつ、市町村の区域内の被害状況、廃棄物処理施設の被災状況及び災害廃棄物発生量を推計するための情報を把握し、県等の外部機関との連絡手段を確保するとともに、連絡窓口を決定します。
- ・ 災害発生時において、県は、平成31年3月に策定した長野県広域受援計画に基づき、被災市町村と連絡をとり、情報の収集を行い、被災市町村からの支援ニーズ等を把握するとともに、必要に応じ、市町村の区域を超えた広域的な協力体制の確保を図り、周辺市町村、関係省庁、民間事業者等と連携し被災市町村の支援等を行います。
- ・ 災害廃棄物の処理は域内処理を基本としますが、被災規模が大規模で、県内の災害廃棄物の処理が困難と見込まれる場合は、県は、災害応援協定に基づき、他の都道府県に応援を依頼します。また、被災都道府県から県に要請があった場合には、これに協力します。
- ・ 大規模災害により市町村において災害廃棄物の処理ができない場合には、県が事務委託により、また、要請により、環境大臣が一定の要件のもと災害廃棄物の処理を代行することができることから、被災規模が特に大規模な場合においては、これを検討することとします。
- ・ 廃棄物の処理主体となる市町村及び廃棄物処理事業者は、災害時においても事業が実施できるよう「事業継続計画 (BCP)」の作成に努めます。

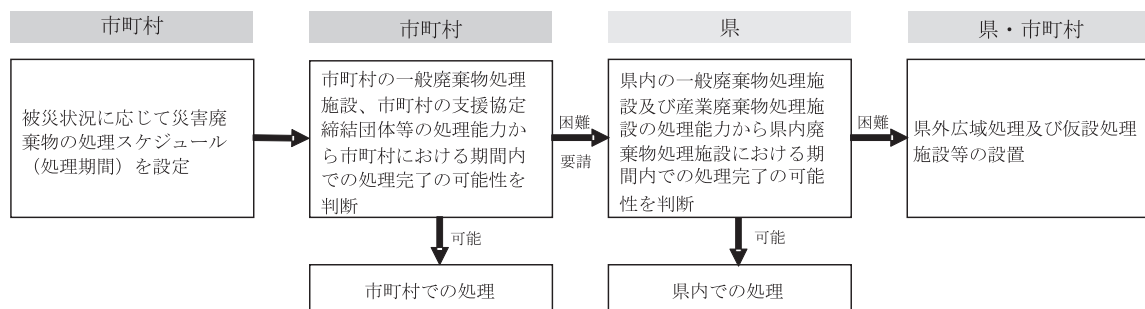


図 5-1-5 県内処理と広域処理の判断フロー

表 5-1-12 災害廃棄物に関する災害応援協定等

区分	協定締結者	災害時応援協定	廃棄物に係る支援内容
他の都道府県	全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	中部圏知事会 (9県1市)	災害応援に関する協定書	特に要請のあった事項
	関東地方知事会 (10都県)	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	長野県、新潟県	災害時の相互応援に関する協定	特に要請のあった事項
	長野県、新潟県、山梨県、静岡県	中央日本四県災害時の相互応援等に関する協定	物資・資機材・人員等の提供
県内関係団体	県(環境部)、(一社)長野県資源循環保全協会	災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の収集運搬・処分
	県(環境部)、長野県環境整備事業協同組合	災害時等のし尿等の収集運搬に関する協定	し尿等の収集運搬
	県(危機管理部)、(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部	災害時における災害応急資機材のリースに関する協定	仮設トイレの提供

### 被害状況

令和元年10月12日から13日にかけて長野県に接近した台風第19号は、県内に初めて大雨特別警報が発表されるほどの記録的な大雨をもたらしました。

県内においては、千曲川流域を中心とした河川の氾濫や土砂災害等により、人的被害に加え、広範囲にわたり住宅、土木施設、鉄道施設、医療施設、社会福祉施設、学校教育施設、商業施設や工場等の事業所、農地・農林業用施設などに甚大な被害が発生しました。



### 災害廃棄物の発生状況

この台風災害により、県内の災害廃棄物発生量は26万6千トンと推計され、発災後2年間での撤去・処理完了を目標としています。



### 様々な主体との連携による廃棄物処理

県内事業者による支援のほか、中部ブロック広域連携計画に基づき人的支援及び資機材支援、ボランティア、清掃事業者団体等様々な関係者に支援いただきました。

#### 市民、ボランティア、行政、自衛隊が一体となった取組『Operation: One Nagano』

長野市で行われた「Operation: One Nagano」では、昼間ボランティアが災害廃棄物を仮置場（赤沼公園等）に一時集積させ、夜間自衛隊がトラックで地区外に搬出する作業を実施しました。



自衛隊による搬出作業



赤沼公園 10/26



赤沼公園 12/27